

事業承継促進保証料率割引制度

事業承継促進保証料率割引制度（通称：事業承継割）は、事業承継に係る保証について保証料率の割引措置を講じることにより、事業承継時に発生する資金調達コストの負担軽減を図り、中小企業・小規模事業者のみなさまの事業承継を促進することを目的としています。

対象者

事業承継に必要な資金を調達する方

対象となる保証

事業承継前

事業承継の準備段階で必要となる資金を保証

事業承継後

事業承継後に必要となる資金を保証

経営承継準備関連保証

経営承継関連保証

特定経営承継準備関連保証

特定経営承継関連保証

事業承継サポート保証

(※) 無担保保証、普通保証における責任共有制度の対象となる保証に限ります。

保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
事業承継割保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

20%割引!

(※) 「特定経営承継準備関連保証」、「事業承継サポート保証」は5区分の保証料率が適用されます。

取扱期限

2020年3月31日保証承諾分まで



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会



対象となる保証の概要

	経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証	事業承継サポート保証
ご利用いただける方	後継者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者（被承継企業）の経営の承継を行おうとし、中小企業経営承継円滑化法の規定による認定を受けた 中小企業者（会社・個人）	後継者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者（被承継企業）の経営の承継を行おうとし、中小企業経営承継円滑化法の規定による認定を受けた 事業を営んでいない個人	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じ、中小企業経営承継円滑化法の規定による認定を受けた 中小企業者（会社・個人）	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じ、中小企業経営承継円滑化法の規定による認定を受けた中小企業者（会社）の 代表者（後継者）	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することにより、事業会社の事業活動を支配することを目的として設立された会社
認定を受ける方	中小企業者（会社・個人）	事業を営んでいない個人	中小企業者（会社・個人）	中小企業者（会社）	—
保証限度額	2億8,000万円【別枠】	2億8,000万円【一般枠】	2億8,000万円【別枠】	2億8,000万円【一般枠】	2億8,000万円【一般枠】
責任共有制度	対象（80%保証）	対象（80%保証）	対象（80%保証）	対象（80%保証）	対象（80%保証）
対象資金	事業用資産の取得資金 株式の取得資金	事業用資産の取得資金 株式の取得資金	事業用資産の取得資金 株式の取得資金 相続税・贈与税の納税資金 遺産分割に伴う返済資金 等	事業用資産の取得資金 株式の取得資金 相続税・贈与税の納税資金 遺産分割に伴う返済資金 等	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金
貸付形式	証書貸付、手形貸付、 手形・電子記録債権割引	証書貸付	証書貸付、手形貸付、 手形・電子記録債権割引	証書貸付、手形貸付	証書貸付
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	15年以内
返済方法	一括返済、分割返済	一括返済、分割返済	一括返済、分割返済	一括返済、分割返済	分割返済
保証人	原則として会社の代表者 または被承継企業（会社）のみ	原則として 被承継企業（会社）のみ	原則として会社代表者のみ	原則として認定中小企業者のみ	原則として会社代表者のみ
担保	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
貸付利率	金融機関所定利率	金融機関所定利率	金融機関所定利率	金融機関所定利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～1.90% ⇒ 0.36%～1.52% （事業承継割適用後）	1.15%⇒ 0.92% （事業承継割適用後）	0.45%～1.90% ⇒ 0.36%～1.52% （事業承継割適用後）	0.45%～1.90% ⇒ 0.36%～1.52% （事業承継割適用後）	1.15%⇒ 0.92% （事業承継割適用後）
必要書類	認定書（写）等	認定書（写）等	認定書（写）等	認定書（写）等	事業承継計画書等

